

国民健康保険制度の見直しについて

1. 国保財政基盤強化策等（暫定措置）の取扱い
2. 市町村国保の運営の広域化・地方分権の推進
3. 市町村国保の保険料（税）のあり方
 - （1）市町村の実情に応じた保険料（税）の設定
 - （2）非自発的失業者の保険料（税）の軽減
4. その他

1. 国保財政基盤強化策等（暫定措置）の取扱い

下記の国保財政基盤強化策等については、市町村国保の財政は依然厳しいこと、及び、今後検討される新たな高齢者医療制度の影響を見極める必要があることにかんがみ、引き続き、暫定措置として延長することが必要。

（参考）平成17年12月18日 厚生労働・総務・財務三大臣合意

1. 国保財政基盤強化策の継続

（1）高額医療費共同事業

- ・一件80万円以上の医療費について、高額な医療費の発生が国保財政に与える影響を緩和するため、都道府県単位で財政リスクを分散
- ・事業主体：国民健康保険団体連合会 ・負担区分：市町村国保1/2、都道府県1/4、国1/4

（2）保険者支援制度

- ・低所得者を多く抱える保険者を財政的に支援 ・負担区分：国1/2、都道府県1/4、市町村1/4

（3）国保財政安定化支援事業

- ・市町村の一般会計から国保特会への繰入れを地方財政措置で支援（1,000億円程度）

2. 保険財政共同安定化事業の創設

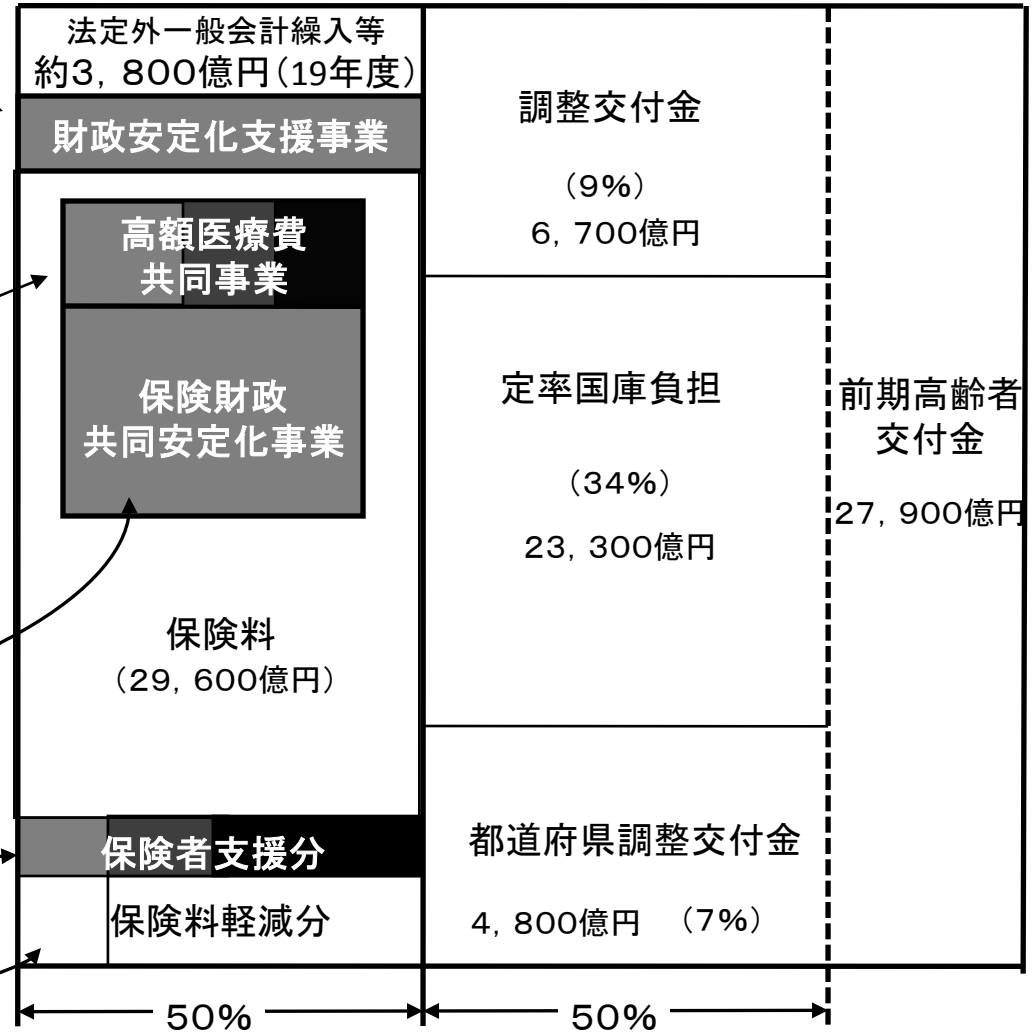
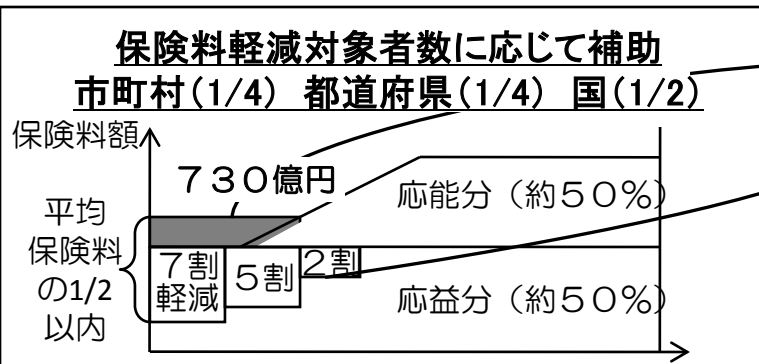
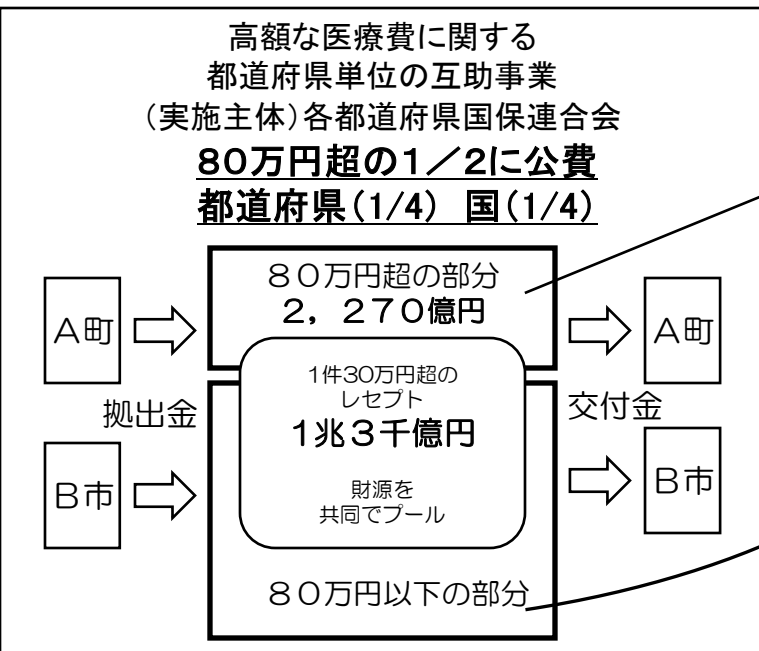
一件30万円以上の医療費について、市町村国保の拠出による保険財政共同安定化事業を実施

3. 上記は、平成21年度までの措置とし、市町村国保の財政状況や後期高齢者医療制度の創設に伴う影響を勘案し、平成22年度において見直しを行うものとする。

(参考)三大臣合意に係る措置の概要(平成18~21年度)

(白抜き太字) 三大臣合意に係る措置

保険者の責に帰さない
所得水準、病床数等に着目
市町村への地方財政措置
1,000億円程度



国保財政のイメージ

医療給付費等総額 : 約9兆8,400億円(21年度予算)

2. 市町村国保の運営の広域化・地方分権の推進

現 状

- ・ 都道府県は、国保事業の運営が健全に行われるよう市町村を指導。
- ・ 広域化等支援基金や都道府県調整交付金の配分を通じて、保険運営の広域化に一定の役割。

平成18年医療制度改革

- ・ 市町村国保では、保険財政の広域化の観点から都道府県単位の再保険事業(保険財政共同安定化事業)を創設。
- ・ 政管健保(現・協会けんぽ)では、都道府県ごとに地域の医療費を反映した保険料率を設定。

民主党マニフェスト

「被用者保険と国民健康保険を段階的に統合し、将来、地域保険として一元的運用を図る。」

地方分権改革

- 地方分権改革推進委員会第3次勧告(概要)(平成21年10月7日)
 - ・ 市町村が保険料率の変更や任意給付の創設をする場合などにおける都道府県知事への事前協議義務
→ 廃止すべき ※全国知事会からの要望 (法第12条)
 - ・ 医療費が著しく高額として厚生労働大臣の指定を受けた市町村による運営安定化計画の策定義務
→ 規定の廃止又は「できる」規定化、努力義務化、例示化等の措置を講ずべき (法第68条の2)
- 地方分権改革推進要綱(第1次)(抄)(平成20年6月20日地方分権改革推進本部決定)
「国民健康保険の運営に関し、保険財政の安定化や保険料の平準化の観点から、都道府県の権限と責任の強化とともに、都道府県単位による広域化の推進等について検討し、平成21年度中に結論を得る。」

地方分権改革推進委員会第3次勧告で指摘された規定については、勧告に従って廃止しつつ、民主党マニフェストで盛り込まれた地域保険としての一元的運用の方向性及び地方分権改革推進要綱の趣旨を踏まえ、新たに都道府県の判断により、以下のことを実施できることとしてはどうか。

- ① 保険財政の都道府県単位化に向けた保険財政共同安定化事業の拡大(対象医療費の引下げ等)
- ② 市町村国保運営の都道府県単位化に向けた「広域化等支援方針(仮称)」の策定
- ③ ②の方針を踏まえつつ、特に事業運営について改善の必要が認められる市町村に対して、「国保運営改善計画(仮称)」の策定を求めること

※「地域保険としての一元的運用」のあり方については、高齢者医療制度の見直しにあわせて議論を行う。

☆ 「広域化等支援方針(仮称)」のイメージ

都道府県が総合調整機能を発揮し、市町村国保の都道府県単位化による広域化に向けた3～5年程度の支援方針を策定するもの。

(1) 事業運営の広域化

- ・収納対策の共同実施
- ・医療費適正化策の共同実施
- ・広域的な保健事業の実施
- ・保険者事務の共通化 など

(2) 財政運営の広域化

- ・保険財政共同安定化事業の拡充
- ・都道府県調整交付金の活用
- ・広域化等支援基金の活用など

(3) 都道府県内の標準設定

- ・保険者規模別の収納率目標
- ・赤字解消の目標年次
- ・標準的な保険料算定方式
- ・標準的な応益割合 など

※ 都道府県が市町村の意見を聴き、できることから取り組む

☆ 「国保運営改善計画(仮称)」のイメージ

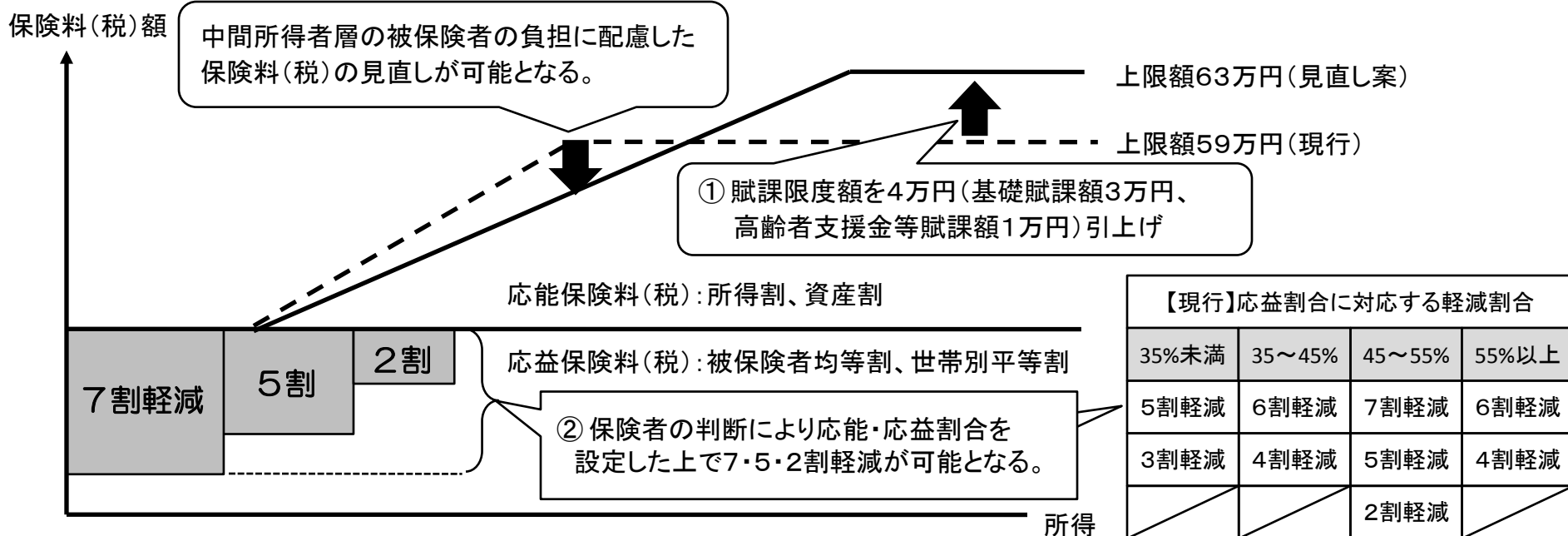
「広域化等支援方針」を踏まえつつ、都道府県が、特に事業運営について改善の必要が認められる市町村に対して、その改善に向けた計画の策定を求めることができることとするもの。

(例) ・収納率の改善 ・赤字解消 ・医療給付費の適正化 など

3. 市町村国保の保険料（税）のあり方

(1) 市町村の実情に応じた保険料（税）の設定

- ① 保険料（税）の基礎賦課額の限度額を3万円、高齢者支援金等賦課額の限度額を1万円引き上げる。
- ② 保険料（税）を減額賦課する際、応益割合にかかわらず7・5・2割軽減を可能とする。



(2) 非自発的失業者の保険料（税）の軽減

失業者の国民健康保険の保険料（税）が過重な負担とならないようにする観点から、非自発的失業者の保険料（税）について、概ね在職中の水準に維持されるよう、失業の翌年度末まで、前年の給与所得を30/100として算定する特例措置を創設する。

保険税では地方税法等の改正を税制改正要望。保険料では国保法施行令の改正を予定。